

生活保護の適正な受給のために

とよなかしふくしじむしょ
豊中市福祉事務所
れいわねんがつ
令和6年10月

重要なお知らせ

生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときは、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、虚偽の報告、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを不正受給といいます。

生活保護法第61条(届出の義務)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

不正受給に対しては

不正受給を行った者は、生活保護法第78条の規定に基づき、不正に得た保護費全額を福祉事務所に返さなければなりません。また、不正の手段が悪質な場合等は、警察等に告訴することもあります。

生活保護法第78条(費用等の徴収)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

生活保護法第85条(罰則)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

不正受給にならないために

世帯の状況に変動があったときは、必ず福祉事務所に届け出る。

- (例) ●世帯員の転出または転入 ●世帯員の入院または退院
●世帯員の出生や死亡 ●引越しをするとき
●海外に渡航するとき (事前に届出をしてください) など

しゅうにゅう しょうがく ふくしじむしょ とど で
収入があったときは、少額であっても福祉事務所に届け出る。

1 働きによる収入

(例) ● 給料・賞与・パート・アルバイトなどの収入
(高校生のアルバイトによる就労収入を含みます)

2 働きによらない収入

(例) ● 年金や公的手当などの収入
● 生命保険の入院給付金、住宅の解約返戻金や借金 など

せいかつほごじゅきゅうちゅう しやっきん ふくしじむしょ じぜん みと いちぶ かしつけきん のぞ みと
生活保護受給中の借金は、福祉事務所が事前に認めた一部の貸付金を除き、認められません。
しやっきん しゅうにゅう ぜったい
借金は収入とみなされますので、絶対にしないようご注意ください。

ひつよう ひよう せいかく しんせい
必要な費用は正確に申請する。

(例) ● 引越しのときの費用 (敷金・礼金、運送費用など)
● 通院交通費 (交通手段・区間・費用など)

じょうけん しきゅう ひよう ちくたんとうしゃ そうだん
条件によって支給できない費用もあります。まずは地区担当者に相談してください。

そうぞく しさん かち しゅとく ばいばい
相続があったときや、資産価値のあるものを取得、売買しようとするときは
かなら
必ず福祉事務所に届け出る。

(例) ● 生命保険 (学資保険、共済保険等) や損害保険 (火災保険、
家財保険等) の各種保険

- ・ 相続する財産があるときは相続し、速やかに福祉事務所に届け出てください。
- ・ 生活保護費のやりくりで生じた預貯金は使途を地区担当者に届け出てください。
- ・ 保有が認められない資産があります。取得する前に地区担当者に相談してください。

ほか ちゅうい
その他に注意していただきたいこと。

● 家賃、地代などの住宅扶助を、他の目的に使用することは認められません。
滞納した場合は住宅扶助の返還を求めることがあります。

このしおりは大切に保管し、必要なときに読み返すようにしてください。そして、生活保護を不正に
受給することのないよう定められたルールを守り、正しい届け出を心がけてください。
また、わからないことや相談があれば、地区担当者に遠慮なくお尋ねください。